

京都府公立学校教職員採用時健康診断業務仕様書(新規採用者)

令和9年度京都府公立学校教職員新規採用予定者に係る採用時健康診断を次のとおり実施する。

1 業務の名称

令和9年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務

2 業務の内容

対 象 者	京都府公立学校教職員新規採用予定者
予定数量	640人
実施方法	京都府（以下「甲」という。）が指定する対象者に対して、本業務受託者（以下「乙」という。）は、法令に定める健康診断を実施する。 乙は、乙が設置する健診施設又は甲乙調整して設定する会場において行う健康診断（以下「施設健診」という。）を行うものとする。 ただし、京都府北部地域（綾部市、福知山市以北）の対象者に対しては、当該地域に所在する施設における施設健診又は甲が設定する当該地域に所在する会場において行う健康診断（以下「出張健診」という。）を行うものとする。
実施日程及び実施会場	原則として令和9年1月の期間内で甲と乙が調整の上、日程及び実施会場を決定する。
健診項目	○既往歴、業務歴の調査 ○自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ○内科診察 ○身体計測（身長、体重、腹囲） ○視力検査 ○聴力検査 ○胸部X線検査（直接撮影） ○血圧測定 ○尿検査（糖、蛋白） ○貧血検査（血色素量、赤血球数） ○肝機能検査（G O T、G P T、 γ -G T P） ○血中脂質検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、血清トリグリセライド） ○血糖検査（空腹時か食後かを確認すること） ○心電図検査
健診結果	別途指定する日までに検査結果及び名簿等の資料を提出すること。
再検査等の通知	健診の結果、再検査、精密検査を要すると認められる者に対して検査結果の通知及び再検査の通知を行うこと。
実施報告	「健康診断等実施報告書（新規採用者）」に必要書類を添えて提出すること。

(1) 事業の流れ

- ア 日程調整
- イ 健診の実施（うち、1日は北部地域で健診）
- ウ 再検査等の通知
- エ 受診結果・名簿等必要な資料の提出
- オ 実施報告
- カ 費用請求

(2) 事業の実施方法

ア 日程調整について

乙は、甲と調整のうえ、別途指定する期間内に健康診断を実施するものとし、実施日程を甲に通知するものとする。

乙は、予定人数を健診するために十分な日数及び体制を確保すること。また、京都府北部地域における健診は、出張健診の場合は1日、施設健診の場合は必要な日数を確保すること。

イ 健診の実施について

甲は対象者に健康診断の実施を通知し、健康診断書の様式を交付するとともに、対象者情報を乙に提供する。対象者情報は、別紙に記載する項目とする。

乙は、甲が作成した対象者情報と照合のうえ、健康診断書の様式を持参した対象者に対して健康診断を実施するものとする。

なお、事前に甲の承認を得なければ異なる様式を使用することはできない。

受診当日、健康診断書の様式を持参しなかった対象者に対しては受付において、氏名、受験番号等で対象者であることを確認の上、健康診断を行うこと。また、当初予定していた受診予定地域以外でも受診できるものとする。

ウ 再検査等の通知

健診の結果、再検査、精密検査を要すると認められる者に対して、検査結果の通知及び再検査、精密検査の通知を行うこと。

エ 健診結果・名簿等必要な資料の提出について

乙は、検査結果及び名簿等必要な資料（別紙による。）を甲に提出する。提出期限は、別途指定する。

オ 実施報告について

乙は、健診業務を完了したときは、速やかに、「健康診断等実施報告書（新規採用者）」に受診者名簿（受験番号、氏名、受診日、受診場所）を添付の上、甲に提出すること。

カ 費用請求について

乙は、書面により、費用を請求するものとする。

請求金額は、健康診断1人あたりの契約単価に受診人数を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。また、請求する額に1円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。

健診実施に係る経費の他、出張健診に要する旅費及び乙からの通知発送等に係る経費は乙の負担とする。

出張健診の際及び乙が設置する健診施設以外の会場使用に係る経費は甲の負担とする。

上記費用の請求は、京都府公立学校教職員臨時的任用者に係る健康診断業務と併せて行うものとする。

キ 留意事項

乙は、出張健診の実施にあたり以下のことに留意するものとする。

健診前	健診の実施に先立ち、会場責任者に連絡をとり、健診に必要なスペース等について調整し、円滑な健診が行えるよう準備すること。 駐車場の確保が必要な場合は、台数・車の大きさ・担当者を事前に会場担当者に報告すること。 なお、健診実施会場内に駐車スペースが確保できない場合は、乙が健診の実施に適切な駐車スペースを確保するものとする。 健診を受診する際の定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示すること。
健診時 及び 健診後	受付及び会場設営等は乙が行うこと。 血圧については、別途指示する値が出た場合再度計測すること。 問診や腹囲の計測にあたっては、プライバシーの確保ができる状況で実施すること。 事故がないよう十分に配慮し、万一事故が発生した場合は各会場担当者及び教職員人事課に直ちに口頭で連絡するとともに、遅滞なく書面にて報告すること。 待ち時間の短縮及び健診の円滑な実施に努め、受診者からの苦情に対しては、誠実に対応するとともに、苦情内容を会場担当者に報告すること。 健診終了後、各会場担当者に健診終了について報告するとともに、健診開始時刻、終了時刻、受診者数について、甲に報告すること。

3 その他

この仕様書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

(別紙)

対象者情報	対象者情報は以下の内容とする。 ・受験番号（数字7桁）（例：1000001） ・カナ氏名 ・漢字氏名 ・性別 ・生年月日
-------	--

提出資料	○京都府公立学校教職員採用健康診断書（受診者全員） ○胸部X線フィルム（有所見者のみ、後日返却） ※一般的に使用されるパソコンで取り扱うことのできるものであれば、電子媒体も可 ○心電図（有所見者のみ、後日返却） ○受診者・未受診者名簿 （様式は任意、以下の情報を記載すること。） ・受験番号 ・カナ氏名 ・漢字氏名 ・性別 ・生年月日 ・受診日（未受診者は空白） ・受診場所（未受診者は空白） ・受診結果（再検査、精密検査の可否を記載）
------	---

健康診断等実施報告書(新規採用者)

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住所
氏名
印

下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

業務の名称	令和9年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務			
実 績	施 設 健 診		出 張 健 診	
	期 日	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	実施会場			
	受診人数	人		人
	合 計	人		

京都府教職員採用時健康診断に係る再検査の判定基準について

1 血圧

最高血圧	90以下、140以上
最低血圧	90以上

2 貧血検査

	男	女
赤血球数	399以下	359以下
血色素量	12.9以下	10.7以下

3 肝機能検査

	男	女
GOT	45以上	
GPT	40以上	
γ -GTP	100以上	60以上

4 高脂血検査

LDLコレステロール	140以上
中性脂肪	300以上

5 血糖検査

空腹時	49以下、116以上
食後	49以下、150以上

6 その他

1～5に定めのないものについては、各検査機関の基準による。